

第22期第14回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年1月23日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第14回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2022年)1月23日(月)
14時45分～15時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、阿部委員、高田委員、
田村委員、三戸部委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、田中委員、
煤孫委員、傳委員 (14名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰、黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)(たこかご漁業(やなぎだこ))
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)(つぶかご漁業)
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)(かにかご漁業(くりがに))
議案第4号 胆振海区における海区漁場計画案(素案)の作成について(協議)
(鶴さけ定第6号存続期間満了に伴う漁場計画)
議案第5号 胆振海区漁場計画(草案)について(協議)
(第15次定置漁業権)
 - (2) 報告事項
報告事項1 沿岸くろまぐろ漁業承認に係る広域漁業調整委員会指示の発動に
ついて

7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しており、内容をご確認頂いていると思いますが、会議の前に配布資料を再確認をします。不足はありませんか。

それでは只今から、第22期第14回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

皆さん、あらためまして明けましておめでとうございます。開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、年が明けてお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課齊藤課長をはじめ、関係者のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の北海道漁業は、秋サケやホタテに支えられ、一昨年に引き続き漁獲金額が増加しており、3千億円程度の水揚になるとの事ですが、当管内においては、回復している資源もあるようですが、秋サケの来遊不振等もあり、大変厳しい状況が続いております。

秋さけに限らず課題は沢山あるところですが、皆様と一緒にあらゆる課題に取り組んでまいりたいと思うところがございます。

さて、本年は漁業権の一斉切替が行われる年となっております。本日の議題にも当管内の定置漁業権に係る漁場計画の検討案の協議がございます。

これから、漁業権の切替作業が進むにつれ委員会の開催も増えていく事になりますが、委員の皆様には、円滑な漁業権の切替にむけ一層のご協力お願いするところです。

それでは、皆様には良い年になるよう御祈念申しあげまして、簡単ではございますが挨拶といたします。

菅原事務局長

本日の来賓を紹介します。

胆振総合振興局水産課 齊藤課長です。同じく春日漁業管理係長です。それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中13名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。田村委員、伊藤委員の両名をお願いいたします。

(注 直後に天候の都合で遅参していた1名が着席、出席委員14名で審議入りする。)

それでは、議案の審議に入ります。

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてを上程いたします。

なお、議案第2号及び第3号も関連がありますので、一括上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

資料は、議案第1号、2号、3号となります。

令和5年1月12日付けで胆振振興局長より当委員会へ諮問がありました。内容については、所管している胆振総合振興局から説明をお願いします。

春日漁業管理係長

議案第1号と書かれた、諮問文をご覧ください。この議案につきましては知事許可漁業の一斉更新にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求める内容となっております。

対象漁業は、たこかご漁業やなぎだことなります。その告示案につきましては、めくっていただいて、3ページからとなっておりますが、見づらいため別にA3サイズに拡大した資料を用意しておりますので、こちらの1ページ目をご覧ください。

たこかご漁業やなぎだこに係る告示案についてご説明します。1ページ目操業区域につきましては、胆振総合振興局管内沖合海域函館市立待岬突端と青森県大間崎突端を結ぶ線以東、室蘭市マスイチ岬突端から茅部郡森町と茅部郡鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線の交点を結ぶ線以東及び次の線を順次結んだ線以西の海域、ただし、渡島総合振興局管内の共同漁業権漁場区域並びに水深120メートル以浅の海域を除くとし、(ア)最大高潮時海岸線上勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の界から206度55分27,000メートルの点を結んだ線、(イ)最大高潮時海岸線上勇払郡むかわ町と沙流郡日高町の界から206度55分27,000メートルの点から正南の線となっております。

漁業時期については、3月1日から10月31日まで、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、49隻以内としています。船舶の総トン数については、20トン未満としています。漁業を営む者の資格として、胆振管内に住所を有する者、えびかご漁業の許可を受けている者です。

許可等の申請期間は、1月25日から2月24日までとなっております。その他備考欄には、

許可の有効期間を3年、認可の有効期間を1年、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の5ページから8ページには、たこ漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

一枚めくりまして、9ページがつぶかご漁業に係る告示案でございますが、A3版の2ページ目をご覧ください。

漁業種類はつぶかご漁業となっております。操業区域は胆振総合振興局管内沖合海域となっております。漁業時期は、4月1日から10月10日までとなっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は66隻以内としています。船舶のトン数は10トン未満としています。漁業を営む者の資格として、胆振総合振興局管内に住所を有する者となります。

申請期間は、2月1日から3月1日までとなっております。その他備考欄では、許可の有効期間を3年、認可の有効期間を1年、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の13ページから17ページには、つぶかご漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

一枚めくりまして、19ページがかにかご漁業くりがにに係る告示案でございますが、A3版の3ページをご覧ください。

漁業種類は、かにかご漁業くりがにとなります。

次に操業区域ですが、室蘭市地先海域、室蘭市地球岬灯台から180度の線以西、エンルム岬突端から212度30分の線以東の海域のうち、水深10メートル以浅の海域、漁業時期は5月1日から7月31日までとなっております。許可又は起用の認可をすべき船舶等の数は、6隻以内としています。船舶のトン数は2トン未満としています。

漁業を営む者の資格として、胆振管内に住所を有する者となっております。許可等の申請期間は3月1日から4月1日までとなっております。

備考欄には、許可の有効期間を3年、認可の有効期間を1年とすること、申請書提出先となる振興局名称、その他許可に付す予定の条件について記載しています。

資料の23ページから27ページには、当該漁業の制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しください。

議案第1号、2号、3号に係る説明は以上ですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔なし、ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第1号及び議案第2号並びに議案第3号について、原案どおりで答申してよろしいですか。

委員

〔異議なし、はい の声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

議案第4号「胆振海区における海区漁場計画案素案について」を上程いたします。

事務局から説明願います

菅原事務局長

議案第4号と書かれた資料をご覧ください。27ページ目の資料となります。

令和5年1月12日付けで胆振総合振興局長から当委員会に協議がありましたがこれは、短期免許を行っております鵜さけ定第6号の定置漁業権が本年12月31日をもって期間が満了しますので、それに伴う次の年の漁業権に係る漁場計画の素案の協議です。漁場計画の素案の作成主体である、胆振操業振興局から説明願います。

春日漁業管理係長

胆振海区における海区漁場計画案素案につきまして説明いたします。

当該協議の趣旨ですが、鵜川漁協のさけ定置については、平成16年1月に単年度の免許をして以降、毎年、当初と同様の漁場計画が樹立されその都度免許を受けており、免許は年末をもって満了しています。

これに関しては、今年も鵜川漁協から水産林務部長あてに引き続き漁場計画を設定して欲しいとの要望が提出されており、それを受けた水産林務部として引き続きの漁業権の設定を検討するため海区漁場計画素案の作成について振興局に通知があり、振興局では、海区漁場計画の作成にあたり漁業法第63条第1項で規定されている漁業調整上の支障を及ぼすことがないか等についてあらかじめ確認する必要があることから、貴海区委員会のご意見をお伺いするため協議するものです。

29ページをご覧ください。胆振海区における海区漁場計画案素案について、ご説明いたします。項目は、漁業法と漁業法施行規則の規定に基づき公示する内容を記載しております。

1鵜さけ定第 号の漁業権に関する事項としまして、アの漁場の位置はむかわ町地先、イの漁場の区域は資料を1枚めくって区域図に示しておりますが、むかわ町と厚真町の境界付近の漁業権消滅区域内で現在の漁業権と同じく設定します。

資料戻りましてウの漁業種類は、さけ定置漁業、漁業時期は8月1日から12月15日ま

で、エの存続期間は8月1日から12月31日までと現行と同様に単年となっています。

オの免許の条件として、敷設する身網の数は1個でなければならない、8月1日から8月31日の間は網を設置してはならない、12月4日から12月15日までの間は漁獲してはならない、さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがある時は、知事は当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあるとし、これらの事項につきましては、繰り返すとなりますがこれまでの鵜川漁協が受けていた短期免許の内容と全く同じ内容となっております。

その他、2の保全沿岸漁場に関する事項は、特にありません。3の免許予定日は、8月1日を目安として記載しています。このため4の免許申請期間は未定ですが、昨年の例では4月から5月にかけて1ヶ月間設けられていますので参考までに申し添えます。

鵜川漁協の短期免許に係る説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

菅原事務局長

補足説明します。例年審議を頂いておりますが、もし今回の海区委員会で、漁業調整上支障なしとなれば、当海区委員会からは道の方へその旨意見を提出します。その後、道では、利害関係者の意見徴収を行いましてそれを踏まえて3月から4月にかけて道で海区漁業計画案を作成しまして、当海区に諮問があります。当海区では、公聴会を開催しその結果を踏まえて答申します。その後、漁場計画が策定されると免許申請となります。昨年と同様のスケジュール感で進んでいますので参考まで報告します。

岩田会長

説明が終わりました。この素案について、当海区において漁業調整等の支障はありますか。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔なしの声〕

岩田会長

それでは、議案第4号の胆振海区における海区漁場計画案素案については、特段支障はない旨、胆振総合振興局長へ回答することによろしいですか。

委員

〔異議なし、はいの声〕

岩田会長

それではそのように決定します。続いて、協議事項の議案第5号胆振海区漁場計画草案について、第15次定置漁業権を上程いたします。事務局から説明願ひます。

菅原事務局長

右肩に議案第5号と書かれた資料となります。

こちらは、令和5年1月13日付けで、胆振振興局長から当委員会へ協議があったもので、胆振海区漁場計画の草案となりまして、第15次定置漁業権分となりこちらについての協議となります。

先日の委員会でも説明しており同じ説明となりますが、漁業計画策定にあたっては、道の要領で海域ごとに策定する事としておりまして、草案から振興局最終案まで5段階に分けて検討する事としています。振興局長は、海区委員会と意見交換等緊密な連携のもと検討を加えて作成していく事となっております。今回は、定置漁業権分について一番最初の草案となります。

漁場計画の草案は書き下ろしの案でたたき台という意味で、地元漁業者の要望と行使状況等を法令や道の漁業権切替方針と照らし合わせて、振興局で作成していく事となります。

草案作成にあたり当委員会の小委員会、本委員会で議論して頂き、振興局から道の水産林務部へ提出する取り進めでございます。

スケジュールの方ですが、別紙資料の裏面をご覧ください。11月の委員会では、海面の共同漁業権、区画漁業権の草案で、草案に対する道の回答が12月に振興局を通じて出されておりました、次の素案の検討作業に進んでおります。

今回は、定置漁業権草案となり、小委員会、今回の海区委員会となっておりますが当初12月に協議の予定でしたが、1月とずれ込んでおります。また、道の方から追加で示される操業期間や河口規制の考え方についても、ずれ込んでおりました1月末頃の通知予定と聴いております。

私からは以上となりますが、今回の海区漁業計画草案につきましては、定置漁業権の草案となります、作成主体である振興局から説明をお願いします。

春日漁業管理係長

それでは、41ページの議案第5号と書かれた胆振海区漁場計画草案について説明させていただきます。

今回は、胆振海区漁場計画草案のうち、第15次の定置漁業権となりまして草案を御審議していただく内容となります。

まず、漁場計画ですが漁業法の第62条で都道府県知事は管轄に属する海面について、5年ごとに海区漁場計画を定めるものとされており、当該海区に設定する漁業権については、漁場の位置及び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間等の事項を定めます。

なお、定置漁業権については、法の改正によりこれまであった地元要件は無くなっております。

漁場計画の要件等ですが、法63条で漁場計画は次に掲げる要件に該当するものでなければならないとされています。

定置漁業権では、それぞれの漁業権が海面の総合的な利用を推進するとともに漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていることと、活用漁業権があるときは、事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる類似漁業権が設定されていること等が条件とされています。

また北海道としましては、漁業権の切替方針で定置漁業にあつては、秋サケ資源が増殖事業によって支えられており、増殖事業の継続により地場資源の回復・安定を図る適切な漁場区域の設定に努めるとともに、地域の基幹漁業として重要であることを踏まえ、経営の安定化に向けて、資源量に見合った生産体制の確立を図ることとしており、海区漁場計画策定にあたっては、秋サケ資源の来遊が低迷している現状から漁獲圧の増加を避け、第14次定置漁業権免許件数を基本として設定し、活用漁業権があるときは、現に免許を受けている漁業権者が引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるよう類似漁業権を海区漁場計画に設定する考えです。

また、適切かつ有効に活用されていない漁業権については、廃止を含めた見直しを検討、親魚の確保を図るため漁場の配置を検討、地場資源利用を基本とした操業期間の設定や海区間・海区内の連携や協力による自主的な利用調整の検討、採算性の高い合理的な漁業経営の推進という考え方でございます。

今回の切替にあたりまして、事前に令和4年10月12日付けで管内全ての定置免許者へ第15次定置漁業権の設定に向けて意向や設定にあたっての希望等の調査を行い、それらを踏まえて法令や方針等より検討した草案が43ページの胆振海区漁場計画第15次定置漁業権草案となります。

まず、1 免許予定日、2 申請期間、3 存続期間は、草案なので空白としており、4以降の免許の内容たるべき事項、条件が実際の漁業権の内容となりますが、現在の漁業権を引き続き有効に漁場を活用すべくその設定を望むもののうち、4件が内容となる事項の変更の希望がありました。

この4件を除く38件は先ほどの法令や道の方針に照らし、第14次に引き続き同様の漁業権を設定するものとしたしました。

続きまして変更点につきまして、ご説明いたします。

上から、43ページ鵜さけ定第1号について、漁場区域の沖出し距離を下げる要望がありまして、これは、海岸浸食に伴うものであり、当該箇所はかなりの海岸線の後退が確認されております。このため、57ページの図にある鵜さけ定第1号の区域を赤書きの区域のとおり、漁場区域全体を100m岡側へ移動し、地場資源の活用を進めるといふものであります。

この検討につきましては、周辺地形の現況を確認のうえ、岡からは、250mほど魚道を確保したうえで漁場区域を100mほど岡側へ移動する案としております。

次に、同じく43ページ鵜川さけ定第 号で、先ほどの現短期免許についてですが、現在の短期免許の漁場を廃止し、鵜川単有海面に5カ年の免許を設定し、更なる経営安定を図りたいとの要望がありましたが、これについては、周辺漁協と資源利用等について調整中のため、今回の草案では検討を保留しておりまして、特に具体的なものはもりこ

んでおりません。

次に、47ページの豊浦さけ・ます・いわし定第1号、2号について、春～秋の操業期間から秋操業への変更する、漁業権の時期及び操業期間の変更の要望がありまして、資源の来遊状況、収支、漁業活動の状況から、採算性の高い合理的な漁業計画を目指すべく、漁業時期を変更し、当管内の噴火湾のほかの秋さけ定置と同様にすることとしました。

道としても以前から春定置の見直しを進めてきており、今回の切替に伴い漁業時期を変更し、採算の面からもこれとは別に春の漁業権を検討する事はいたしません。

なお、免許権者からは、将来、来遊資源の状況が好転し、養殖漁業との漁業調整が整理された際には、将来再設定を検討したいという要望もありますのでご承知おきください。また、付冠する名称ですが、草案の段階では、さけ・ます・いわしとしていますが、漁業の時期及び操業期間の変更により、次の協議までには名称を見直す事といたします。

最後に45ページですが、現在の第14次の漁業権で免許している伊さけ定第4号について、漁業権者から廃止の要望がありまして、検討した結果、胆振管内の秋さけ資源の来遊状況から、今後、活用の見込みが立たないこともあり、継続設定せず廃止する事にしました。

これにより、現在の第14次漁業権で免許している伊さけ定第5号から9号は、それぞれ番号が前倒しされ、14次の5号が4号、6号が5号と順次繰り上がりますので、草案では、4号から8号までの番号が変わっております。

その他、51ページのそれぞれの漁業権の条件を記載しており草案では第14次のままとしておりますが、現行の秋さけ資源の状況等を考えると、現行のままと考えております。

なお、操業期間については、近日中に道から別途第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方が示されますのでそれにより検討していきませんが、やはり当管内は現状のままの見通しでございます。

今回の草案につきましては、今後、道庁内で協議・検討し、妥当なものは素案となるものであります。議案第5号に係る説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ここで、本委員会の前に、漁業権切替小委員会が開催されておりますので、委員長から小委員会の結果を報告願います。

室村小委員会委員長

先ほど午後2時より、漁業権切替小委員会が開催されましたので、その結果を報告します。

今回、協議のあった胆振海区漁場計画の草案、第15次定置漁業権について審議を行いました。審議の結果、振興局から協議のあった草案については小委員会として、いくつか意見をふしましてその内容を了承しております。

その意見については、事務局から説明願います。

菅原事務局長

協議のあった海区漁場計画草案自体については、特段意見はありませんでしたが、管内において漁獲格差があることから、格差是正措置の検討について道に意見するとともに、当海区の漁業権切替小委員会でも、今後道が示す操業期間の考え方を踏まえて議論していく事となりましたので報告いたします。

岩田会長

報告ありがとうございます。それでは、ご意見などありましたらお伺いします

委員

[なし、ありませんの声]

岩田会長

それでは、胆振海区漁場計画草案、第15次定置漁業権については、小委員会の結果同様に、了承する事でよろしいですか。

委員

[はいの声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。次に報告事項に移らせて頂きます。

報告事項、沿岸くろまぐろ漁業承認に係る広域漁業調整委員会指示の発動について、事務局から報告願います。

菅原事務局長

報告事項第1号と書かれた資料をご覧ください。

こちらは、北海道を通じて広域漁業調整委員会から委員会指示の発動が通知されておりますのでご紹介します。

2ページ目、大平洋広域漁業調整委員会となります。令和4年11月28日付けで、沿岸クロマグロ漁業に係る委員会指示が発動され、令和7年3月31日までの有効期間となります。

次に16ページ目になります。日本海・九州西広域漁業調整委員会となります。令和4年12月1日付けで、沿岸クロマグロ漁業に係る委員会指示が発動され、令和7年3月31日までの有効期間となります。簡単ではありますが、以上で報告を終わります。

岩田会長

ご質問などありましたら、お伺いします。

委員

[なしの声]

岩田会長

審議事項など終わりましたがその他として、事務局から説明があるようですのでお願いいたします。

菅原事務局長

令和5年度のイカ釣り漁業と沿岸漁業の協定に向けて、道南連合海区から当管内に改定要望の有無について照会がありました。11月に管内の各漁協に照会をかけた上で、12月にその内容を正副で確認頂きました。本年度につきましては、令和5年度に向けての操業協定の改定要望は、当管内ではありませんでしたので、その旨道南連合海区に回答しておりますのでご報告いたします。

岩田会長

以上で、本日の議題は全て終了しました。
他に、皆さんの方から何かございませんか。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。
長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) / 月23日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 羽藤 信孝

議事録署名委員 田村 節男